

介護予防・日常生活支援総合事業
指定第1号通所事業（通所介護従前相当サービス）

重要事項説明書

当事業所は出雲市の指定を受けています。
デイサービス サン・スマイル
出雲市指定 第3271600102号

当事業所はご契約者に対して出雲市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業の通所介護従前相当サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

ご契約後に疑義が生じないためにも、不明なところなどがありましたら、何でもよろしいですので、説明担当者にお尋ねください。

当サービスの利用は、原則として介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者が対象となります。

目 次

| | | |
|----|--------------------|------|
| 1 | 事業者 | P 1 |
| 2 | 事業所の概要 | P 1 |
| 3 | 職員の配置状況 | P 3 |
| 4 | 当事業所が提供するサービスと利用料金 | P 4 |
| 5 | 事故発生時の対応について | P 8 |
| 6 | 個人情報の取扱いについて | P 8 |
| 7 | 虐待防止について | P 9 |
| 8 | ハラスメント対策について | P 9 |
| 9 | 非常時災害対策について | P 9 |
| 10 | 感染症対策について | P 9 |
| 11 | 苦情受付について | P 9 |
| 12 | 第三者評価の実施について | P 10 |

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 恵 寿 会 |
| (2) 法人所在地 | 島根県出雲市神西沖町1, 3 1 3 |
| (3) 電話番号 | 0 8 5 3 - 4 3 - 3 2 0 0 |
| (4) 代表者名 | 理事長 北 尾 憲 太 郎 |
| (5) 設立年月 | 昭和56年12月 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定第1号通所事業（通所介護従前相当サービス）

指定年月日 平成30年4月1日

事業所番号 第3271600102号

(2) 事業の目的

当事業所は要支援状態にあるご契約者（利用者）が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営み、生活の質が向上するよう、その要支援状態の悪化の防止、改善を目的として、指定第1号通所サービスを利用者に提供いたします。

(3) 事業所の名称

デイサービス サン・スマイル

(4) 施設の所在地

島根県出雲市神西沖町215-1

(5) 電話番号

0 8 5 3 - 4 3 - 2 1 7 0

(6) 所長（管理者）氏名

今 岡 由 紀 枝

(7) 当事業所の運営方針

事業対象者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、高齢者あんしん支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 開設（サービス開始）年月 平成29年4月1日

(9) 事業所が行っている他の事業

指定通所介護事業 平成12年4月1日指定

(10) 通常の事業実施地域 島根県出雲市内(片道送迎30分以内)

出雲市内以外の区域であっても、希望があれば相談に応じ、可能な限り実施します。

(11) 営業日及び営業時間

営業時間 月～土曜日 8時30分～17時30分

サービス提供時間 月～土曜日 9時20分～16時30分

但し、12月30日～1月3日の年末年始は休業します。

(12) 利用定員

一日 23名（指定通所介護事業の利用者数を含む）

(13) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は原則として専用の介護室、相談室、静養室、食堂兼訓練室、その他施設と兼用の浴室等を設備しています。

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備考 |
|-----------|-----|-----------------|
| 介護室 | 1部屋 | |
| 相談室 | 1部屋 | |
| 静養室 | 1部屋 | |
| 食堂及び機能訓練室 | 1部屋 | 235.55㎡ |
| 娯楽室 | 3部屋 | 麻雀・カラオケ・パチンコ・映画 |
| 浴室 | 2部屋 | 機械浴・特殊浴槽・普通浴 |

上記は、厚生労働省が定める基準に基づいて設置している施設、設備です。ご利用に当たっては、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

3. 職員の配置状況

【主な職員の配置状況】（職員配置については指定基準を厳守します。）

| 職 種 | 常勤換算員数 | 人員基準 |
|------------|--------|------|
| 1 施設長（管理者） | （兼） 1 | 常勤1名 |
| 2 介護職員 | 5. 3 | 3名以上 |
| 3 生活相談員 | 1 | 1名以上 |
| 4 看護職員 | 1 | 1名以上 |
| 5 機能訓練指導員 | 1. 2 | 1名以上 |
| 6 介護助手 | 1. 6 | |
| 7 管理栄養士 | （兼） 1 | |
| 8 事務員 | （兼） 1 | |

- ① 管理者は介護老人福祉施設管理者と兼務です。事業所の業務を統括します。
- ② 介護職員は心身の状況等を的確に把握し、日常生活上の支援、健康管理、その他必要な業務を行います。
- ③ 生活相談員はご利用申込に係る調整、ご契約者の日常生活上の支援、その他必要な業務を行います。
- ④ 看護職員は心身の状況等を的確に把握し、日常生活上の健康管理、支援、その他必要な業務を行います。
- ⑤ 機能訓練指導員は理学療法士と兼務の看護職員です。機能の改善、減退防止の指導訓練を行います。
- ⑥ 介護助手は食事の配膳、掃除、片付け、ご利用者の話し相手や見守りなどを行います。
- ⑦ 管理栄養士は献立作成、栄養量計算、食事記録、調理員の指導等の食事業務全般及びご契約者の栄養指導を行います。
- ⑧ 調理員は業務委託先の職員です。給食業務に従事します。
- ⑨ 事務職員は庶務及び会計事務を行います。

【主な職種の勤務体制】

| 職 種 | 勤 務 体 制 |
|-----------------|---|
| 1 管 理 者 | 標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 9：00 ～ 18：00 1名 |
| 2 介 護 職 員 | 標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30 ～ 17：30 4名 |
| 3 生 活 相 談 員 | 標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30 ～ 17：30 1名 |
| 4 看 護 職 員 | 標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30 ～ 17：30 1名 |
| 5 機 能 訓 練 指 導 員 | 標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30 ～ 17：30 1名 |
| 6 介 護 助 手 | 標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30 ～ 17：30 1名 |
| 7 管 理 栄 養 士 | 標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 9：30 ～ 18：30 1名 |
| 8 事 務 員 | 標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30 ～ 17：30 1名 |

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 指定第1号通所事業（通所介護従前相当サービス）の概要

① 食事（但し食材料費・調理費は別途いただきます。）

- * 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- * ご契約者の自立支援のため食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。
- * 食事時間 昼食 12時00分

② 入浴

- * 入浴又は清拭を行います。
- * 身体状況に応じた浴槽で入浴していただくことができます。

③ 排泄

- * ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- * ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機

能の回復又はその減退を防止する訓練を実施します。

⑤ 健康管理

* 看護職員が健康チェックや療養上の相談で健康管理を行います。

※ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容及び実施回数は、介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス・支援計画書がある場合には、それを踏まえた第1号通所サービス計画にて定めます。

(2) サービスの利用料金 (一月当たり)

サービスを利用した場合の「基本利用料」であり、ご契約者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の割合の額 (以下の表は1割と2割の負担を示しています。) です。〔法定代理受領サービスの場合〕

【基本部分】

| 利用回数・対象 | 基本利用料等 | 利用者負担 (1割) | 利用者負担 (2割) |
|--|--------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 通所型サービスⅠ (週1回程度の通所) 対象者 事業対象者 要支援1・2 | 基本 17,980円(1月につき) | 1,798円 | 3,596円 |
| | 4時間未満の利用の場合 月5回以上の利用 月1回～4回の利用 | 上段と同額 436円/回 | 上段と同額 872円/回 |
| 通所型サービスⅡ (週2回程度の通所) 対象者 事業対象者 要支援2 | 基本 36,210円(1月につき) | 3,621円 | 7,242円 |
| | 4時間未満の利用の場合 月9回以上の利用 月1回～8回の利用 | 上段と同額 447円/回 | 上段と同額 894円/回 |

(注1) 上記の基本利用料は、出雲市が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 日割り算定を行う場合は、原則、契約日を起算日とします。但し、契約月に利用がない場合は、利用開始月からの算定を行います。

【加算】

以下、上記の基本部分に利用状況により次の料金が加算されます。

① 科学的介護推進体制加算

心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効にサービスを提供するために必要な情報を活用している場合。

| 科学的介護推進体制加算（月額） | 加算料金 | 1割負担額 | 2割負担額 |
|-----------------|------|-------|-------|
| | 400円 | 40円 | 80円 |

② サービス提供体制強化加算（I）

介護職員のうち介護福祉士が占める割合が70%以上または直接サービスを提供する職員のうち勤続10年以上の者の占める割合が25%以上。

| サービス提供体制強化加算（I）（月額） | 加算料金 | 1割負担額 | 2割負担額 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| 通所型サービスⅠ | 880円 | 88円 | 176円 |
| 通所型サービスⅡ | 1760円 | 176円 | 352円 |

③ 介護職員等処遇改善加算（I）

介護職員の賃金の改善等を実施していること。

| | |
|----------------|---|
| 介護職員等処遇改善加算（I） | 1ヶ月中のサービス利用料と加算料金の合計の9.2%から、加算に対する保険の給付額を除いた額になります。この加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。 |
|----------------|---|

④ 通所型独自送迎減算

事業所が送迎を行わなかった場合は、片道につき基本利用料金から470円を引きます。

〔法定代理受領が行えない場合〕

法定代理受領が行えない場合は、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収証」を添えて出雲市に利用者負担額を除く介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用基準額の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(3) その他の費用

① 食材料費及び調理費

ご契約者に提供する食事及びおやつにかかる費用です。

料金 1回あたり 600円

行事の開催等で特別な食事を用意する場合は、事前にお知らせをし、了解をいただいた上で、実費相当となるように通常の料金に上乗せをしてお支払いをいただく場合があります。

② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。利用料金は、材料代等の実費をいただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

料金 教養娯楽費 実費

その他諸費（日用品） 実費

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(2)(3)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し請求致しますので、翌月の25日までに、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 窓口での現金支払

② 下記の指定口座への振り込み

島根県農業協同組合または山陰合同銀行

③ 金融機関口座からの自動引き落とし

島根県農業協同組合または山陰合同銀行

(5) 利用の中止、変更、追加

- サービス実施日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。
- なお、当日にサービスの利用を中断する等し、予定していた食事をされなかった場合は、食事にかかる料金（食材料費及び調理費）をお支払いいただくこととします。
- サービスの変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日あるいは期間に、サービスの提供が出来ない場合には、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止にすることができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 事故発生時の対応について

下記を基本に、緊急時対応マニュアル集に基づき対応します。

- ① 事故発生（発見）直後は、救急搬送の要請など、ご契約者の生命・身体の安全を最優先に対応いたします。
- ② ご契約者の生命・身体の安全を確保した上で、速やかにご家族に対し事故の状況を連絡し、対応を協議いたします。
- ③ 事故の内容等によっては、市町村に報告いたします。

6. 個人情報の取扱いについて

個人情報の保護を図ることを宣言し（個人情報保護に対する基本方針）、当法人の個人情報管理規程に基づき、契約者に係る個人情報を適切に管理いたします。

7. 虐待防止について

事業所は、契約者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的開催し適切に措置を講じるための担当者を配置します。
(「特別養護老人ホーム サン・スマイル虐待防止指針」「特別養護老人ホーム サン・スマイル高齢者虐待防止マニュアル」参照)

8. ハラスメント対策について

- ①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ②ご利用者及びそのご家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

9. 非常時災害対策について

火災・天災（地震・風水害・雪害）・原子力災害・感染症発生時の対応については、社会福祉法人恵寿会事業継続計画(以下BCP)・地震防災管理計画、特別養護老人ホームサン・スマイル消防計画・事故災害に関する対応要綱・防災マニュアル・原子力災害にかかる避難計画・自然災害BCP・感染症BCPに基づいて行い契約者の安全確保に十分な対応を行います。

10. 感染症対策について

職員は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

11. 苦情受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

* サン・スマイル 在宅課

担当者 三原昇司(在宅主任)

杉谷美由紀（生活相談員）

電話番号（0853）43-3600

○ 苦情解決第三者委員

* 中立的な立場で苦情申し出人とサン・スマイル双方の言い分を聞き苦情解決に向けたアドバイスを行います。

| | |
|------|-----------------|
| 今岡実 | 出雲市荒茅町 1,278 |
| | 電話（0853）28-1268 |
| 今岡祥子 | 出雲市西神西町 768 |
| | 電話（0853）43-1255 |
| 江角和子 | 出雲市神西沖町 845 |
| | 電話（0853）43-2768 |

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | |
|-----------------|--|
| 出雲市役所 高齢者福祉課 | 住所 出雲市今市町 7 0 電話番号（0853）21-6972 |
| 国民健康保険団 体連合会 | 住所 松江市学園 1 丁目 7 番 14 号 電話番号（0852）21-2122 |
| 島根県社会福祉 協議会 | 住所 松江市東津田町 1, 7 4 1 - 3 電話番号（0852）32-5970 |

12. 第三者評価の実施について

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

| | |
|-------------|----|
| 実施の有無 | なし |
| 実施した直近の年月日 | |
| 実施した評価機関の名称 | |
| 評価結果の開示状況 | |

年 月 日

指定第1号通所事業（通所介護従前相当サービス）の提供
に関し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービス サン・スマイル

説明者職名

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定第1号通所事業（通所介護従前相当サービス）の提供に同意しました。

利用者住所

氏 名 印

保証人住所

氏 名 印

介護予防・日常生活支援総合事業 指定第1号通所事業契約書

氏（以下「契約者」という。）とデイサービス サン・スマイル（以下「事業者」という。）において、事業者から提供される介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業（通所介護従前相当サービス）を利用し、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、契約者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施するサービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、重要事項説明書及び第1号通所事業（通所介護従前相当サービス）計画（以下、「サービス計画」という。）に定める通りとします。

3 保証人は、契約者と連帯してこの契約に基づく債務を履行する責任を負うとともに、必要に応じて、事業者又は契約者と協議し、契約者の生活、権利擁護に関わる行為を行います。又、急性期の医療行為が必要となった際には、保証人は契約者とともに責任をもってその事態に対応するものとします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月とします。契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合は、本契約は、更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

2 契約期間中の利用期間は、サービス計画に基づく期間とします。

（第1号通所事業（通所介護従前相当サービス）計画書の作成・変更）

第3条 事業者は、契約者に係る介護予防サービス・支援計画書（以下「介護予防ケアプラン」という。）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容等を記した第1号通所サービス計画書（以下「サービス計画書」という。）を作成します。

2 事業者は、契約者に係る介護予防ケアプランが作成されていない場合でも、サービス計画書の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して、介護予防支援事業者を紹介する等、介護予防ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、契約者に係る介護予防ケアプランが変更された場合、もしくは契約者及びその保証人等からの要請に応じ変更の必要が認められた場合、サービス計画書を変更するものとします。

4 事業者は、サービス計画書について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定し、サービス計画書を交付するものとします。

5 事業者は、サービス計画の実施状況の把握を行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、契約者及びその家族に説明します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供する重要事項説明書に示すサービスのうち、契約者が利用するサービスの内容はサービス計画書に示すとおりです。

2 契約者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、契約者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、速やかに高齢者あんしん支援センターに連絡するなど、必要な援助を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護予防・日常生活支援総合事業の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、契約者の同意を得た上で実施するものとします。

(運営規程の遵守)

第5条事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行うものとします。

- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者とともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者又は保証人に対して事前に説明するものとします。
- 3 契約者又は保証人は、前項の変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用料等の支払い)

第6条契約者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払い方法は、重要事項説明書のとおりです。
- 3 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、1ヶ月単位の利用金額とします。
- 4 契約者が、重要事項説明書に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、やむを得ない事情がある場合を除き、契約者は事業者へ食事のキャンセル料を支払うものとします。
- 5 本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金の支払い義務及び原状回復の義務等、事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

(利用料の変更)

第7条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により利用料の利用者負担金に変更が生じた場合、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由によりその他の費用を変更する場合、契約者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。

- 2 契約者は、前項に定める変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第8条 契約者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金の支払いを3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合は、この契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の高齢者あんしん支援センター及び出雲市と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、契約者が支払いを行わなかったときは、本契約を解約することができます。

(契約者の解約権)

第9条 契約者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず直ちにこの契約を解約できます。

(1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、契約者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合

(2) 事業者が、第15条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者が、契約者の身体・財物・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(4) 他の利用者が、契約者の身体・財物・名誉等を傷つけた場合、又は傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(事業者の解約権)

第10条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解約又は一部を解除することができます。

(1) 契約者又は保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合

- (2) 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の者等の生命、身体、財物、名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合

2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の高齢者あんしん支援センター及び必要に応じて出雲市に連絡を取り、解約後も契約者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 第2条第1項に基づき、契約者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第9条第1項に基づき、契約者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (3) 第5条第3項、第7条第2項もしくは第9条第2項に基づき、解約の意思表示がなされた場合
- (4) 第8条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- (5) 第10条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (6) 契約者が介護保険施設に入所した場合
- (7) 契約者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- (8) 契約者の要介護状態区分が自立又は要介護となるなど、事業対象者でなくなった場合
- (9) 契約者が死亡した場合

(損害賠償)

第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負い

ます。第15条に定める守秘義務違反をした場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減ずることができるものとします。

- 2 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。
- 3 事業者は、自己の帰すべき事由がないかぎり、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者又は保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- (2) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

- (3) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第13条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、事業者は契約者に対して、既に実施したサービスについては、所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

(事業者の義務)

第14条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。

- 2 事業者は、契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者又は保証人等からの聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。

- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その

他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 4 事業者は、契約者に対する指定第1号通所サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその保証人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務)

第15条 事業者は、別に定める個人情報管理規程に従い、個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールに基づき、契約者に係る個人情報を適切に管理するものとします。

- 2 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 3 事業者は、前項にかかわらず、契約者に係る他の介護予防支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の状況を提供できるものとします。

(契約者の注意義務)

第16条 契約者は、事業所の施設、設備、敷地を本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合は契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備及び備品等について、故意又は重大な過失により滅失破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族又は保証人等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとします。

(契約者の禁止行為)

第17条 契約者は、事業所内又はサービス従事者に次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 施設敷地内での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- (3) その他決められた以外の物の持ち込み

(契約当事者の変更)

第18条 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

(苦情処理)

第19条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

- 2 事業者は、契約者等から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は、契約者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第20条 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその保証人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(契約外条項)

第21条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、契約者及び事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が
記名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業所住所 島根県出雲市神西沖町 2 1 5 - 1

事業所名 社会福祉法人 恵 寿 会
デイサービス サン・スマイル

代表者氏名 理事長 北 尾 憲 太 郎 印

契 約 者 住 所
氏 名 印

保 証 人 住 所
氏 名 印